



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 4 2 号 令和 7 年 6 月 2 7 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 4 2	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
3 4 3	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
3 4 4	養鶏振興法の規定によるふ化業者を登録した件	畜産振興課
3 4 5	土地改良区の清算人の就任について届出があった件	農山漁村振興課
3 4 6	解除予定保安林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
3 4 7	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の規定による公表を行う件の一部を改正する件	建設管理課
3 4 8	道路の区域を変更する件	高規格道路課
3 4 9	道路の供用を開始する件	同
3 5 0	建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があった件	住宅課

【病院局告示】

番 号	表 題	担当課名
1 1	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	

【公安委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
9		徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	

徳島県告示第三百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があつた。

令和七年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

医療法人橋本病院	株式会社藤嶋建設	名 称	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業を行う事業所	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
徳島市中常三島町三丁目二番地の一	美馬市美馬町字東宗重八二の一	所 在 地	訪問介護ステーションこまち	美馬郡つるぎ町貞光字太田西二九六番地三	訪問介護	令和七年五月十五日	令和七年六月一日
二番地の一	橋本リハビリテーションクリニック	名 称	徳島市中常三島町三丁目九番地の三	通所リハビリテーション	同日	四月	同 五月三十一日

徳島県告示第三百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

医療法人橋本病院	徳島市中常三島町三丁目二番地の一	橋本リハビリテーションクリニック	徳島市中常三島町三丁目九番地の三	介護予防通所リハビリテーション	令和七年四月七日	令和七年五月三十一日
名称	所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所				

徳島県告示第三百四十四号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、ふ化業者として、次のとおり登録した。

令和七年六月二十七日

徳島県知事

後藤田

正

純

登録番号	登録	登録の	名称及び 代表者氏名	住 所	名 称	ふ 化 場
	年月日	有効期限				
第七十七 四号	令和七年 六月十一 日	令和十年 六月十日	株式会社イ シイ 代表取締役 社長 竹内正博	名西郡石井町 高川原字高川 原七一番一	株式会社イ シイ東北孵 卵場	岩手県紫波郡 矢巾町煙山第 四地割一三九 番地一

徳島県告示第三百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定に基づき、土地改良区の清算人の就任について届出があつたので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十九項の規定により次のとおり公告する。

令和七年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

若松土地改良区

二 就任清算人

氏名	住 所
原 克 一	海部郡海陽町若松字原谷二〇番地五
西 脇 正	同 字江原四三番地
土 澤 茂 利	同 字原谷四〇番地
谷 脇 武 彦	同 字築ノ本五番地
木 本 雅 章	阿南市羽ノ浦町宮倉南浦五〇番地一 サウスコート三〇一号室

徳島県告示第三百四十六号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 解除に係る保安林の所在場所

美馬市脇町字西俣名一九二五の五（国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

徳島県告示第三百四十七号

平成十四年徳島県告示第六百五十一号（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の規定による公表を行う件）の一部を次のように改正し、令和七年六月二十七日から施行する。

令和七年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

III中「<http://e-nyusatsu.pref.tokushima.jp/>」を「<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/>」に改める。

徳島県告示第三百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

200	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷地 の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
蒲生田福井		阿南市椿町高瀬五五番四 地先から 同 五五番一 地先まで	同	旧	六・五〇二七・四	九九・九
				新	六・五〇四三・三	八七・一

徳島県告示第三百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
1 2	鳴門池田	鳴門市大麻町姫田字久原一七 番一地从先から 同 番一地从先まで 二三	一〇五・〇	令和七年六月二十七日

徳島県告示第三百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和七年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人 日本建築総合試験所

大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前 大阪市中央区内本町二丁目四番七号

変更後 大阪市中央区内本町二丁目四番七号

東京都港区西新橋一丁目五番八号

三 変更する日

令和七年七月一日

徳島県病院局告示第十一号

地方自治法の一部を改正する法律（法律第十九号）附則第二条第四項の規定により準用する同条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第七条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、令和七年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和七年六月二十七日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

委託した事務	委託した私人
徳島県病院事業の設置等に関する条例第十条第四項の規定による使用料の徴収の事務（徳島県立中央病院に係るものに限る。）	株式会社アルファ
徳島県病院事業の設置等に関する条例第十条第四項の規定による使用料の徴収の事務（徳島県立三好病院に係るものに限る。）	ダイヤモンドサービス 代表 青木 由治

徳島県公安委員会規則第9号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年6月27日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第9号コ中「ケ」を「コ」に改め、同号コを同号サとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両

第3条の2第3項を次のように改める。

3 標章の交付を受けようとする者は、別記様式第1号の2の除外標章交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。

第3条の2第4項中「前項の申請書の提出」を「前項の規定により除外標章交付申請書を提出する」に、「提示」を「添付」に改め、同項第1号ア中「係る」の次に「自動車検査証の写し又は」を加え、同号ウを削り、同項第2号イを次のように改める。

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

第3条の2第9項中「の場合」を「に該当する場合」に、「又は」を「、又は」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「前項」を「第7項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項の次に次の2項を加える。

8 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第1号の3の除外標章再交付申請書により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

9 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記様式第1号の3の2の除外標章記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章に係る事項の記載を受けなければならない。

第4条第1項第13号中「別記様式1号の4」を「別記様式第1号の4」に改め、同号コ中「ケ」を「コ」に改め、同号コを同号サとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両

第4条第1項第14号中「別記様式1号の4」を「別記様式第1号の4」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者は、除外標章交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。

第4条第4項中「提示書類」を「添付書類」に改め、「遵守事項について」の次に「、同条第8項の規定は駐車禁止除外指定車標章の再交付の申請について、同条第9項の規定は駐車禁止除外指定車標章の記載事項変更の届出について」を加え、「同条第8項」を「同条第10項」に、「同条第9項」を「同条第11項」に、「から第9項」を「から第11項」に、「同条第4項及び第5項」を「同条第4項第1号」に、「第1項第10号」を「同項

第2号中「第1項第10号」に改める。

第4条の2第2項中「別記様式第1号の7」を「別記様式第1号の5」に改め、同条第6項中「前項の規定により」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項の申請書の提出」を「前2項の規定により駐車許可申請書を提出する」に、「提示」を「添付」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、署長が、その全部又は一部の添付を省略することができると認めるときは、この限りでない。

第4条の2第3項第1号中「車両の」の次に「自動車検査証の写し又は」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書類

第4条の2第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項本文の規定により駐車許可申請書を提出する場合において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車の場所が、複数の警察署の管轄区域内にまたがるときは、これらの警察署のいずれかに提出すれば足りる。

第4条の2に次の3項を加える。

8 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第1号の6の駐車許可証再交付申請書により署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

9 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別記様式第1号の7の駐車許可証記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、署長に提出しなければならない。

10 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該駐車許可証（第3号に該当する場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄しなければならない。

(1) 駐車許可の期間が満了したとき。

(2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。

(4) 駐車許可を取り消されたとき。

第26条第5項中「本部長」を「徳島県警察本部長」に改める。

別記様式第1号の2及び別記様式第1号の3を次のように改める。

別記様式第1号の3（第3条の2、第4条関係）

除外標章再交付申請書 年 月 日 徳島県公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 1 号の 3 の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第1号の3の2（第3条の2、第4条関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
徳島県公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふ り が な	
氏名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標章交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号の5から別記様式第1号の7までを次のように改める。

別記様式第1号の5（第4条の2関係）

駐車許可申請書 <div style="float: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 警察署長 殿 住所（所在地） 申請者 氏名（名称） 電話			
番号標に表示されている番号			
許可を受けようとする日時期間			
許可を受けようとする場所			
許可を受けようとする理由			
第 号 <div style="text-align: center;">駐 車 許 可 証</div> <p>上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">条 件</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 年 月 日 警 察 署 長 印 </div>		条 件	
条 件			

- 備考 1 申請者は、太枠内を記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号の6（第4条の2関係）

駐車許可証再交付申請書 年 月 日 警察署長 殿	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号の7（第4条の2関係）

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の徳島県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）別記様式第1号の7の駐車許可証は、改正後の徳島県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）別記様式第1号の5の駐車許可証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に提出されている改正前の規則別記様式第1号の2及び別記様式第1号の3の通行禁止除外指定車標章交付申請書並びに別記様式第1号の5及び別記様式第1号の6の駐車禁止除外指定車標章交付申請書は、改正後の規則別記様式第1号の2の除外標章交付申請書とみなす。